

さいたま市告示第581号

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の一部を改正する  
告示を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の一部を改正する告示

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱（平成19年さいたま市告示第330号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 耐震補強</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p><u>第3節 総合的耐震補強工事（第34条—第45条）</u></p> <p><u>第4節 建替え工事（第46条—第56条）</u></p> <p><u>第5節 除却工事（第57条—第66条）</u></p> <p>第4章 補則（第67条—第75条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、市民が安心して生活できるよう、地震災害に強いまちづくりを推進するため、市内における既存建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、<u>総合的耐震補強工事</u>又は建替え工事を実施する当該建築物の所有者等に対し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めるさいたま市建築物耐震改修促進計画（次条において単に「さいたま市建築物耐震改修促進計画」という。）に基づき、助成金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 総合的耐震補強工事 耐震補強設計及び耐震補強工事を総合的に実施するものをいう。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 耐震補強</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p><u>第3節 建替え工事（第34条—第44条）</u></p> <p><u>第4節 除却工事（第45条—第54条）</u></p> <p>第4章 補則（第55条—第63条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、市民が安心して生活できるよう、地震災害に強いまちづくりを推進するため、市内における既存建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事又は建替え工事を実施する当該建築物の所有者等に対し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めるさいたま市建築物耐震改修促進計画（次条において単に「さいたま市建築物耐震改修促進計画」という。）に基づき、助成金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

(助成対象耐震診断等)

第4条 助成の対象となる耐震診断等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) [略]

(2) 戸建て住宅（前号に掲げるものを除く。）、木造の共同住宅等、木造の小規模建築物及び木造の耐震診断義務化建築物（沿道建築物）の耐震診断並びにマンション簡易診断の場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に規定する者（以下「耐震診断資格者等」という。）が行うものであること。

(3) 共同住宅等（前号に掲げるものを除く。）、民間特定建築物、小規模建築物（前号に掲げるものを除く。）及び耐震診断義務化建築物（沿道建築物）（前号に掲げるものを除く。）の耐震診断の場合は、耐震診断資格者等が行うものであり、かつ、耐震診断の実施後、当該耐震診断が適正に行われたかどうかを確認するために公的機関又はこれに準じる機関（以下「公的機関等」という。）の判定を受けるものであること。

(助成金の額)

第6条 耐震診断に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 戸建て住宅（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当するものを除く。）の場合は、1棟につき耐震診断に要した額。ただし、8万6,000円を限度とする。

(2)～(5) [略]

2・3 [略]

(実績報告)

第10条 耐震診断等助成対象者は、耐震診断等の完了後速やかに、耐震診断等実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 共同住宅等（木造のものを除く。）、民間特定建築物、小規模建築物（木造のものを除く。）及び耐震診断義務化建築物（沿道建築物）（

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(助成対象耐震診断等)

第4条 助成の対象となる耐震診断等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) [略]

(2) 戸建て住宅（前号に掲げるものを除く。）、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物の耐震診断並びにマンション簡易診断の場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に規定する者（以下「耐震診断資格者等」という。）が行うものであること。

(3) 共同住宅等（前号に掲げるものを除く。）、民間特定建築物及び小規模建築物（前号に掲げるものを除く。）の耐震診断の場合は、耐震診断資格者等が行うものであり、かつ、耐震診断の実施後、当該耐震診断が適正に行われたかどうかを確認するために公的機関又はこれに準じる機関（以下「公的機関等」という。）の判定を受けるものであること。

(助成金の額)

第6条 耐震診断に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 戸建て住宅（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当するものを除く。）の場合は、1棟につき耐震診断に要した額。ただし、6万6,000円を限度とする。

(2)～(5) [略]

2・3 [略]

(実績報告)

第10条 耐震診断等助成対象者は、耐震診断等の完了後速やかに、耐震診断等実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 共同住宅等（木造のものを除く。）、民間特定建築物及び小規模建築物（木造のものを除く。）の耐震診断の場合は、公的機関等の判定の結

木造のものを除く。)の耐震診断の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し

(5) [略]

2 [略]

(助成金の請求及び交付)

第12条 [略]

2 市長は、前項の規定による助成金の交付請求により、当該助成金を交付する。

(助成対象建築物)

第13条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事に着手し、建築された建築物のうち、柱、はり等の構造耐力上主要な部分が木造の軸組工法の地上2階建て以下で、延べ床面積500平方メートル以下の戸建て住宅（以下「新耐震在来木造戸建て住宅」という。）であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定されたものは、耐震補強設計の助成の対象とする。

(助成対象耐震補強設計)

第14条 助成の対象となる耐震補強設計は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) [略]

(2) 戸建て住宅（前号に掲げるものを除く。）、木造の共同住宅等、木造の小規模建築物及び木造の耐震診断義務化建築物（沿道建築物）の場合は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が行うものであること。

(3) 共同住宅等（前号に掲げるものを除く。）、民間特定建築物、小規模建築物（前号に掲げるものを除く。）及び耐震診断義務化建築物（沿道建築物）（前号に掲げるものを除く。）の場合は、建築士が行うものであり、かつ、耐震補強設計の実施後、当該耐震補強設計が適正に行われたかどうかを確認するために公的機関等の判定を受けるものであること。

(助成金の額)

第16条 戸建て住宅又は共同住宅等の耐震補強設計に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 戸建て住宅の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、6分の5）に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、20万円を限度とする。

果が記載された書類の写し

(5) [略]

2 [略]

(助成金の請求及び交付)

第12条 [略]

2 市長は、前項の規定による助成金の交付請求により、助成金を交付する。

(助成対象建築物)

第13条 [略]

(助成対象耐震補強設計)

第14条 助成の対象となる耐震補強設計は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) [略]

(2) 戸建て住宅（前号に掲げるものを除く。）、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物の場合は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が行うものであること。

(3) 共同住宅等（前号に掲げるものを除く。）、民間特定建築物及び小規模建築物（前号に掲げるものを除く。）の場合は、建築士が行うものであり、かつ、耐震補強設計の実施後、当該耐震補強設計が適正に行われたかどうかを確認するために公的機関等の判定を受けるものであること。

(助成金の額)

第16条 戸建て住宅又は共同住宅等の耐震補強設計に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 戸建て住宅の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、20万円を限度とする。

- (2) 共同住宅等の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、6分の5）に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、住宅の戸数に10万円を乗じた額を限度とする。
- 2 民間特定建築物又は小規模建築物の耐震補強設計に係る助成金の額は、次に定める額とする。
- (1) 民間特定建築物の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、6分の5）に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、300万円を限度とする。
- (2) 小規模建築物の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、6分の5）に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、120万円を限度とする。

(実績報告)

- 第20条 耐震補強設計助成対象者は、耐震補強設計の完了後速やかに、耐震補強設計実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。
- (1)～(5) [略]
- (6) 共同住宅等（木造のものを除く。）、民間特定建築物、小規模建築物（木造のものを除く。）及び耐震診断義務化建築物（沿道建築物）（木造のものを除く。）の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し
- (7) [略]
- 2 [略]

(助成対象建築物)

- 第23条 耐震補強工事の助成の対象となる建築物は、旧耐震建築物であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定されたことにより耐震補強設計を実施した建築物で、次に掲げるものとする。
- (1)～(4) [略]
- 2 前項の規定にかかわらず、新耐震在来木造戸建て住宅であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定されたことにより耐震補強設計を実施したものは、耐震補強工事の助成の対象となる建築物とする。

(助成金の額)

第26条 戸建て住宅又は共同住宅等の耐震補強工

- (2) 共同住宅等の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、住宅の戸数に10万円を乗じた額を限度とする。
- 2 民間特定建築物又は小規模建築物の耐震補強設計に係る助成金の額は、次に定める額とする。
- (1) 民間特定建築物の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、300万円を限度とする。
- (2) 小規模建築物の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、120万円を限度とする。

(実績報告)

- 第20条 耐震補強設計助成対象者は、耐震補強設計の完了後速やかに、耐震補強設計実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。
- (1)～(5) [略]
- (6) 共同住宅等（木造のものを除く。）、民間特定建築物及び小規模建築物（木造のものを除く。）の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し
- (7) [略]
- 2 [略]

(助成対象建築物)

- 第23条 耐震補強工事の助成の対象となる建築物は、旧耐震建築物であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定されたことにより耐震補強設計を実施した建築物で、次に掲げるものとする。
- (1)～(4) [略]

(助成金の額)

第26条 戸建て住宅又は共同住宅等の耐震補強工

事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 戸建て住宅の場合（次号に掲げる場合を除く。）は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万9,900円を乗じた額を限度とする。以下この号において同じ。）の2分の1（非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当する3以上の階数を有する場合は、耐震補強工事に要した費用の3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、15分の11））に相当する額。ただし、120万円（非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当する3以上の階数を有する場合は360万円）から第21条の規定（第41条第2項の規定の例による場合を含む。）により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

(2) 戸建て住宅の利子補給制度を受けようとする場合は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万9,900円を乗じた額を限度とする。）の2分の1に相当する額。ただし、48万9,300円を限度とする。

(3) 共同住宅等の場合は、次のアに定める額とする。ただし、緊急輸送道路閉塞建築物に該当する共同住宅等の場合は、次のア又はイに定める額のうちいずれか多い額とする。

ア 1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万9,900円（耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの（以下「マンション」という。）にあつては5万1,700円（非木造で第46条第1号に該当する場合は5万6,900円））を乗じた額を限度とする。）の2分の1に相当する額及び工事監理に要する費用（マンションに係るものに限る。）の3分の2に相当する額を合計した額。ただし、住宅の戸数に60万円を乗じた額から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

イ 1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万1,700円（非木造で第46条第1号に該当する場合は5万6,900円）を乗じた額を限度とする。）の3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、15分の11）に相当する額及び工事監理に要する費用の3分の2に相当する額を合計した額。ただし、4,500万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 戸建て住宅の場合は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万4,100円を乗じた額を限度とする。）の2分の1に相当する額。ただし、120万円（非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当する3以上の階数を有する場合は360万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

(2) 共同住宅等の場合は、次のアに定める額とする。ただし、緊急輸送道路閉塞建築物に該当する共同住宅等の場合は、次のア又はイに定める額のうちいずれか多い額とする。

ア 1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万4,100円（耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの（以下「マンション」という。）にあつては5万200円（非木造で第34条第1号に該当する場合は5万5,200円））を乗じた額を限度とする。）の2分の1に相当する額及び工事監理に要する費用（マンションに係るものに限る。）の3分の2に相当する額を合計した額。ただし、住宅の戸数に60万円を乗じた額から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

イ 1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万200円（非木造で第34条第1号に該当する場合は5万5,200円）を乗じた額を限度とする。）の3分の2に相当する額及び工事監理に要する費用の3分の2に相当する額を合計した額。ただし、4,500万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

2 民間特定建築物又は小規模建築物の耐震補強工事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 民間特定建築物の場合は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万7,000円（非木造で第46条第1号に該当する場合は6万2,700円）を乗じた額を限度とする。以下この号において同じ。）の3分の1（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する場合は、耐震補強工事に要した費用の3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、15分の11））に相当する額及び工事監理に要する費用の3分の2に相当する額を合計した額。ただし、1,500万円（救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定により告示された病院若しくは診療所又は緊急輸送道路閉塞建築物に該当する民間特定建築物の場合は4,500万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

(2) 小規模建築物の場合は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万7,000円（非木造で第46条第1号に該当する場合は6万2,700円）を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する場合は、3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、15分の11））に相当する額。ただし、720万円（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する場合は、1,440万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

3 前2項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、第1項第2号に該当する場で、助成金の額が48万9,300円となる場合を除く。

（助成金交付申請）

第27条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、利子補給制度を受けようとする場合の耐震補強工事に係る助成金の申請その他必要な手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 第3節 総合的耐震補強工事

（助成対象建築物）

第34条 総合的耐震補強工事の助成の対象となる

2 民間特定建築物又は小規模建築物の耐震補強工事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 民間特定建築物の場合は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万1,200円（非木造で第34条第1号に該当する場合は5万6,300円）を乗じた額を限度とする。）の3分の1（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する民間特定建築物の場合は、耐震補強工事に要した費用の3分の2）に相当する額及び工事監理に要する費用の3分の2に相当する額を合計した額。ただし、1,500万円（救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定により告示された病院若しくは診療所又は緊急輸送道路閉塞建築物に該当する民間特定建築物の場合は4,500万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

(2) 小規模建築物の場合は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万1,200円（非木造で第34条第1号に該当する場合は5万6,300円）を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0に相当する額。ただし、720万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

3 前2項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（助成金交付申請）

第27条 [略]

2 [略]

建築物は、旧耐震建築物の戸建て住宅又は新耐震  
在来木造戸建て住宅で、耐震診断を実施した結果、  
地震に対して安全な構造でないと判定されたもの  
とする。

(助成対象総合的耐震補強工事)

第35条 助成の対象となる総合的耐震補強工事は、  
次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 耐震補強設計は診断資格者が行うものである  
こと。ただし、耐震補強設計の実施に当たり十  
分な知識を有すると市長が認めた者が行う場合  
については、この限りでない。
- (2) 耐震補強工事は、建設業法第3条に規定する  
建設業の許可を受けている者が行うものとする。
- (3) 前号の規定により実施された耐震補強工事は、  
第1号の耐震補強設計を行った者又はその者の  
代わりに当該耐震補強工事の検査を行い得ると  
市長が認めた者が当該検査を行い、耐震補強設  
計のとおり実施されたことを確認するものとし  
る。

(助成金の交付対象者)

第36条 総合的耐震補強工事に係る助成金の交付  
を受けることができる者は、第5条第1号に規定  
する者とする。

(助成金の額)

第37条 総合的耐震補強工事に係る助成金の額は、  
次に定める額とする。

- (1) 1棟につき耐震補強設計及び耐震補強工事に  
要した費用の5分の4に相当する額（次号に掲  
げる場合を除く。）。ただし、140万円を限  
度とする。
- (2) 利子補給制度を受けようとする場合は、1棟  
につき耐震補強設計及び耐震補強工事に要した  
費用の2分の1に相当する額。ただし、57万  
5,000円を限度とする。

(助成金交付申請)

第38条 総合的耐震補強工事に係る助成金の交付  
を受けようとする者（以下「総合的耐震補強工事  
申請者」という。）は、総合的耐震補強工事の実  
施前に、総合的耐震補強工事助成金交付申請書（  
様式第15号の2）に次に掲げる書類を添付して、  
市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強設計に要する費用の見積書の写し
- (2) 耐震補強工事に要する費用の見積書の写し
- (3) 現況写真
- (4) 総合的耐震補強工事申請者以外に所有者がい

る場合においては、総合的耐震補強工事の実施について当該所有者の合意があることを証する書類

- (5) 第7条第1項第1号から第3号まで及び第5号並びに第10条第1項第1号に掲げる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、利子補給制度を受けようとする場合の総合的耐震補強工事に係る助成金の申請その他必要な手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付の決定等)

第39条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、申請内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めるときは、助成金の交付を決定し、総合的耐震補強工事申請者に総合的耐震補強工事助成金交付決定通知書（様式第15号の3）により通知しなければならない。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、助成金の交付をしないことを決定したときは、総合的耐震補強工事申請者に助成金不交付決定通知書により通知しなければならない。

4 第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「総合的耐震補強工事助成対象者」という。）は、当該通知を受けた後に耐震補強設計に着手するものとする。

(耐震設計確認報告及び耐震補強工事の着工)

第40条 総合的耐震補強工事助成対象者は、助成対象となる耐震補強工事の着工の前に、耐震設計確認報告書（様式第15号の4）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震補強設計図
- (2) 耐震補強工事実施後の耐震診断報告書
- (3) 耐震補強設計の契約書等の写し
- (4) 耐震補強設計概要書
- (5) 耐震補強工事費内訳書
- (6) 現況写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、速やかに審査を行い、この告示の目的及び規定に適合していると認めるときは、耐震設計確認通知

書（様式第15号の5）により総合的耐震補強工事助成対象者に通知するものとする。

3 総合的耐震補強工事助成対象者は、前項の通知を受ける前に助成対象となる耐震補強工事を着工してはならない。

（総合的耐震補強工事の変更又は中止）

第41条 第19条の規定は、総合的耐震補強工事助成対象者が総合的耐震補強工事に係る助成金の交付の申請の内容を変更し、又は総合的耐震補強工事を中止する場合について準用する。

2 耐震補強設計のみに変更する場合は、第16条第1項第1号及び第20条から第22条までの規定の例による。

（特定工程の調査）

第42条 第30条の規定は、総合的耐震補強工事について準用する。この場合において、同条中「耐震補強工事助成対象者」とあるのは、「総合的耐震補強工事助成対象者」と読み替えるものとする。

（実績報告）

第43条 総合的耐震補強工事助成対象者は、耐震補強工事の完了後速やかに、総合的耐震補強工事実績報告書（様式第15号の6）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（同法第6条第1項に規定する手続が必要な場合に限る。）

(2) 耐震補強工事の契約書等の写し

(3) 耐震補強設計及び耐震補強工事に要した費用に係る領収書等の写し

(4) 耐震補強工事箇所別の施工前、施工中及び施工後の写真

(5) 第24条第3項の規定により耐震補強工事の検査を行った者が作成する工事検査状況報告書

(6) その他市長が認める書類

2 第10条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

（助成金の額の確定）

第44条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかに審査を行い、総合的耐震補強工事が適正に行われたと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書により、総合的耐震補強工事助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第45条 第12条の規定は、前条の通知を受けた総合的耐震補強工事助成対象者に係る助成金の交付請求及びその交付について準用する。

第4節 [略]

第46条 [略]

第47条 [略]

第48条 [略]

(助成金の額)

第49条 建替え工事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

- (1) 戸建て住宅の場合は、1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万9,900円を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する戸建て住宅の場合は、3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、15分の1））に相当する額。ただし、30万円（非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当する3以上の階数を有する場合は、180万円）から第21条の規定（第41条第2項の規定の例による場合を含む。）により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。
- (2) 共同住宅等の場合は、次のアに定める額とする。ただし、緊急輸送道路閉塞建築物に該当する共同住宅等の場合は、次のア又はイに定める額のうちいずれか多い額とする。
  - ア 1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万9,900円（マンションにあっては5万1,700円（非木造の場合は5万6,900円））を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0（マンションにあっては3分の1）に相当する額。ただし、建替え工事前の建築物の住宅の戸数に30万円を乗じた額から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。
  - イ 1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万1,700円（非木造のマンションにあっては5万6,900円）を乗じた額を限度とする。）の3分の1（緊急輸送道路

第3節 [略]

第34条 [略]

第35条 [略]

第36条 [略]

(助成金の額)

第37条 建替え工事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

- (1) 戸建て住宅の場合は、1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万4,100円を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0に相当する額。ただし、60万円（非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当する3以上の階数を有する場合は、180万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。
- (2) 共同住宅等の場合は、次のアに定める額とする。ただし、緊急輸送道路閉塞建築物に該当する共同住宅等の場合は、次のア又はイに定める額のうちいずれか多い額とする。
  - ア 1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万4,100円（マンションにあっては5万200円（非木造の場合は5万5,200円））を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0（マンションにあっては3分の1）に相当する額。ただし、建替え工事前の建築物の住宅の戸数に30万円を乗じた額から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。
  - イ 1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万200円（非木造のマンションにあっては5万5,200円）を乗じた額を限度とする。）の3分の1に相当する額。ただ

閉塞建築物に該当する共同住宅等の場合は、3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、15分の11）に相当する額。ただし、2、250万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

- (3) 民間特定建築物の場合は、1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万7,000円（非木造の場合は6万2,700円）を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する民間特定建築物の場合は、建替え工事に要した費用の3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、15分の11））に相当する額。ただし、650万円（救急病院等を定める省令第2条の規定により告示された病院又は診療所にあつては、2,000万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する民間特定建築物の場合は、前号イただし書に定める額）を限度とする。
- (4) 小規模建築物の場合は、1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万7,000円（非木造の場合は6万2,700円）を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する場合は、3分の2（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当する場合は、15分の11））に相当する額。ただし、360万円（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する場合は、720万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

2 [略]

（助成金交付申請）

第50条 建替え工事に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「建替え工事申請者」という。）は、建替え工事の実施前に、建替え工事助成金交付申請書（様式第16号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 新たに建築物を建築する工事の配置図

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

2 [略]

し、2、250万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

- (3) 民間特定建築物の場合は、1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万1,200円（非木造の場合は5万6,300円）を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する民間特定建築物の場合は、建替え工事に要した費用の3分の1）に相当する額。ただし、650万円（救急病院等を定める省令第2条の規定により告示された病院又は診療所にあつては、2,000万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する民間特定建築物の場合は、前号イただし書に定める額）を限度とする。
- (4) 小規模建築物の場合は、1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万1,200円（非木造の場合は5万6,300円）を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0に相当する額。ただし、360万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

2 [略]

（助成金交付申請）

第38条 建替え工事に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「建替え工事申請者」という。）は、建替え工事の実施前に、建替え工事助成金交付申請書（様式第16号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

2 [略]

第51条 [略]

第52条 [略]

第53条 [略]

第54条 [略]

第55条 [略]

第56条 [略]

第5節 [略]

第57条 [略]

(助成対象除却工事)

第58条 助成の対象となる除却工事は、敷地内の前条に規定する助成対象建築物を全て除却するものとする。

2 助成の対象となる除却工事は、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けている者が行うものとする。

第59条 [略]

(助成金の額)

第60条 除却工事に係る助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度として、1棟につき除却工事に要した費用の3分の1 (耐震診断義務化建築物(沿道建築物)) に該当する場合は、15分の11) に相当する額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、第21条の規定(第41条第2項の規定の例による場合を含む。)により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額とする。

(1) [略]

(2) 共同住宅等(マンションを除く。)又は小規模建築物 480万円

(3) [略]

第61条 [略]

第62条 [略]

第63条 [略]

第39条 [略]

第40条 [略]

第41条 [略]

第42条 [略]

第43条 [略]

第44条 [略]

第4節 [略]

第45条 [略]

(助成対象除却工事)

第46条 助成の対象となる除却工事は、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けている者が行うものとする。

第47条 [略]

(助成金の額)

第48条 除却工事に係る助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度として、1棟につき除却工事に要した費用の3分の1に相当する額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、第21条の助成金の額が確定している場合は、当該助成金の額を減じた額とする。

(1) [略]

(2) 共同住宅等(マンションを除く。)又は小規模建築物 240万円

(3) [略]

第49条 [略]

第50条 [略]

第51条 [略]

第64条 [略]

第65条 [略]

第66条 [略]

(助成の制限)

第67条 助成金の交付のうち、耐震診断、マンション簡易診断及び耐震補強設計(第41条第2項の規定の例による場合を含む。(第3項において同じ。))については、建築物1棟につき、それぞれ1回限りとする。

2 助成金の交付のうち、耐震補強工事、総合的耐震補強工事(第41条第2項の規定の例による場合は除く。)、建替え工事及び除却工事については、建築物1棟につき、いずれか1回限りとする。この場合において、戸建て住宅は、1の敷地につき1棟限りとする。

3 前2項の規定にかかわらず、耐震補強設計及び総合的耐震補強工事については、建築物1棟につき、いずれか1回限りとする。

4 第1項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他公共団体からこの告示と同様の助成金等(住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱(令和7年国住市第99号国土交通省住宅局長通知)に係る補助金その他市長が住宅の耐震対策のためこの告示による助成金と併用して交付を受けることが適当と認めるものを除く。)を受けているときは、助成金の交付は行わない。

5 [略]

6 昭和56年6月1日以降(柱、はり等の構造耐力上主要な部分が木造の軸組工法の戸建て住宅にあっては、平成12年6月1日以降)に増築した部分の床面積が延べ床面積の2分の1を超える場合は、助成金の交付は行わない。

7 建築基準法第3章の規定に違反している場合(助成対象建築物が戸建て住宅の場合は除く。)は、助成金の交付は行わないものとする。

8 さいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱(平成22年さいたま市告示第435号)による助成金の交付を受けているときは、次のとおりとする。

第52条 [略]

第53条 [略]

第54条 [略]

(助成の制限)

第55条 助成金の交付は、建築物1棟につき、耐震診断、マンション簡易診断及び耐震補強設計にあってはそれぞれ1回限りとし、耐震補強工事、建替え工事及び除却工事にあつてはいずれか1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、戸建て住宅の建替え工事の場合は、1の敷地につき1棟限りとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他公共団体からこの告示と同様の助成金等(耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱(平成25年国住市第54号国土交通省住宅局長通知)に係る補助金その他市長が住宅の耐震対策のためこの告示による助成金と併用して交付を受けることが適当と認めるものを除く。)を受けているときは、助成金の交付は行わない。

4 [略]

5 さいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱(平成22年さいたま市告示第435号)による助成金の交付を受けているときは、第26条第1項及び第2項並びに第37条第1項の規定の適用については、第26条第1項中「第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額」とあるのは「第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額とさいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱(平成22年さいたま市告示第435号)により確定した耐震シェルター等設置に係る補助金の額とを合算した額」と、

第26条第2項及び第37条第1項中「第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額」とあるのは「第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額とさいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱により確定した耐震シェルター等設置に係る補助金の額とを合算した額」とする。

(1) 第26条第1項第1号、第49条第1項第1号及び第60条第1項の規定の適用については、第26条第1項第1号、第49条第1項第1号及び第60条第1項中「第21条の規定（第41条第2項の規定の例による場合を含む。）により確定した耐震補強設計に係る助成金の額」とあるのは「第21条の規定（第41条第2項の規定の例による場合を含む。）により確定した耐震補強設計に係る助成金の額とさいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱（平成22年さいたま市告示第435号）により確定した耐震シェルター等設置に係る補助金の額とを合算した額」と読み替えるものとする。

(2) 第37条第1項第1号の規定の適用については、第37条第1項第1号中「140万円」とあるのは「140万円からさいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱により確定した耐震シェルター等設置に係る補助金の額を減じた額」と読み替えるものとする。

9 第6条の規定における床面積並びに第26条及び第49条の規定における延べ面積に昭和56年6月1日以降（柱、はり等の構造耐力上主要な部分が木造の軸組工法の戸建て住宅にあっては、平成12年6月1日以降）に増築した部分の床面積は、含めないものとする。

10 [略]

（消費税等仕入控除税額の取扱い）

第68条 第6条、第16条、第26条、第37条、第49条及び第60条の助成金の額は、耐震診断等、耐震補強設計、耐震補強工事、総合的耐震補強工事、建替え工事又は除却工事（以下「助成対象事業」という。）に要した費用から消費税等仕入控除税額（助成対象事業に要した費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いて算出した額とする。

2 第7条第1項、第17条第1項、第27条第1項、第38条第1項、第50条第1項又は第61

6 [略]

（消費税等仕入控除税額の取扱い）

第56条 第6条、第16条、第26条、第37条及び第48条の助成金の額は、耐震診断等、耐震補強設計、耐震補強工事、建替え工事又は除却工事（以下「助成対象事業」という。）に要した費用から消費税等仕入控除税額（助成対象事業に要した費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いて算出した額とする。

2 第7条第1項、第17条第1項、第27条第1項、第38条第1項又は第49条第1項の規定に

条第1項の規定による申請（次条第2項において「申請」という。）をしようとする者は、当該助成対象事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合は、消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）を市長に提出しなければならない。

3・4 [略]

（全体設計承認）

第69条 [略]

2～5 [略]

6 第3項の規定による承認を受けた場合における第10条第1項、第20条第1項、第31条第1項、第54条第1項及び第64条第1項の規定の適用については、これらの規定中「完了後」とあるのは「各年度における事業の完了後」とする。

第70条 [略]

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び助成金の返還）

第71条 助成金交付額の確定の通知を受けた助成対象者は、当該通知を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合であって、当該消費税等仕入控除税額が第68条第2項に規定する実績報告時の消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第30号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 [略]

第72条 [略]

第73条 [略]

第74条 [略]

第75条 [略]

附 則

1・2 [略]

（失効）

3 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した助成金については、第70条、第71条、第73条及び第74条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

による申請（次条第2項において「申請」という。）をしようとする者は、当該助成対象事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合は、消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）を市長に提出しなければならない。

3・4 [略]

（全体設計承認）

第57条 [略]

2～5 [略]

6 第3項の規定による承認を受けた場合における第10条第1項、第20条第1項、第31条第1項、第42条第1項及び第52条第1項の規定の適用については、これらの規定中「完了後」とあるのは「各年度における事業の完了後」とする。

第58条 [略]

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び助成金の返還）

第59条 助成金交付額の確定の通知を受けた助成対象者は、当該通知を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合であって、当該消費税等仕入控除税額が第56条第2項に規定する実績報告時の消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第30号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 [略]

第60条 [略]

第61条 [略]

第62条 [略]

第63条 [略]

附 則

1・2 [略]

（失効）

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した助成金については、第58条から第61条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

4 前項の規定にかかわらず、令和13年3月31日までに第69条第3項の規定による全体設計の承認を受けた者が同日後に当該承認に係る助成金を受ける場合については、この告示の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第2号（第8条関係）

[略]

耐震診断等助成金交付決定通知書

[略]

さいたま市長

[略]

様式第2号の2（第8条、第18条、第28条、第39条、第51条、第62条関係）

[略]

助成金不交付決定通知書

[略]

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありました

（耐震診断・マンション簡易診断・耐震補強設計・耐震補強工事（工事費・工事監理費）・総合的耐震補強工事・建替え工事・除却工事）に係る助成金について、以下の理由により不交付と決定しましたので通知します。

[略]

様式第4号（第9条関係）

[略]

耐震診断等変更承認通知書

[略]

さいたま市長

[略]

様式第5号（第9条、第19条、第29条、第41条、第52条、第63条関係）

助成金交付辞退届

[略]

年 月 日付け 第

号で（耐震診断・マンション簡易診断・耐震補強設計・耐震補強工事（工事費・工事監理費）・総合的耐震補強工事・建替え工事・除却工事）助成金交付決定通知を受けましたが、都合により辞退します。

[略]

4 前項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までに第57条第3項の規定による全体設計の承認を受けた者が同日後に当該承認に係る助成金を受ける場合については、この告示の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第2号（第8条関係）

[略]

耐震診断等助成金交付決定通知書

[略]

さいたま市長

印

[略]

様式第2号の2（第8条、第18条、第28条、第39条、第50条関係）

[略]

助成金不交付決定通知書

[略]

さいたま市長

印

年 月 日付けで申請のありました（耐震診断・マンション簡易診断・耐震補強設計・耐震補強工事（工事費・工事監理費）・建替え工事・除却工事）に係る助成金について、以下の理由により不交付と決定しましたので通知します。

[略]

様式第4号（第9条関係）

[略]

耐震診断等変更承認通知書

[略]

さいたま市長

印

[略]

様式第5号（第9条、第19条、第29条、第40条、第51条関係）

助成金交付辞退届

[略]

年 月 日付け 第

号で（耐震診断・マンション簡易診断・耐震補強設計・耐震補強工事（工事費・工事監理費）・建替え工事・除却工事）助成金交付決定通知を受けましたが、都合により辞退します。

[略]

様式第7号（第11条、第21条、第32条、第44条、第55条、第65条関係）

[略]

助成金交付額確定通知書

[略]

さいたま市長

年 月 日付けで報告のありました

（耐震診断・マンション簡易診断・耐震補強設計・耐震補強工事（工事費・工事監理費）・総合的耐震補強工事・建替え工事・除却工事）について、助成金額を次のとおり確定しましたので通知します。

[略]

様式第8号（第12条、第22条、第33条、第45条、第56条、第66条関係）

助成金交付請求書

[略]

年 月 日付け 第

号で（耐震診断・マンション簡易診断・耐震補強設計・耐震補強工事（工事費・工事監理費）・総合的耐震補強工事・建替え工事・除却工事）に係る助成金交付額確定通知を受けたので、次のとおり請求します。

[略]

様式第10号（第18条、第28条関係）

[略]

耐震補強設計・工事助成金交付決定通知書

[略]

さいたま市長

[略]

様式第11号（第19条、第29条、第41条関係）

耐震補強設計・工事変更承認申請書

[略]

年 月 日付け 第

号で耐震補強（設計・工事（工事・工事監理）・工事（総合的））に係る助成金の交付決定の通知を受けましたが、次のとおり申請の内容に変更が生じたので、関係書類を添えて、変更の承認を申請します。

[略]

様式第12号（第19条、第29条、第41条関係）

[略]

様式第7号（第11条、第21条、第32条、第43条、第53条関係）

[略]

助成金交付額確定通知書

[略]

さいたま市長

印

年 月 日付けで報告のありました

（耐震診断・マンション簡易診断・耐震補強設計・耐震補強工事（工事費・工事監理費）・建替え工事・除却工事）について、助成金額を次のとおり確定しましたので通知します。

[略]

様式第8号（第12条、第22条、第33条、第44条、第54条関係）

助成金交付請求書

[略]

年 月 日付け 第

号で（耐震診断・マンション簡易診断・耐震補強設計・耐震補強工事（工事費・工事監理費）・建替え工事・除却工事）に係る助成金交付額確定通知を受けたので、次のとおり請求します。

[略]

様式第10号（第18条、第28条関係）

[略]

耐震補強設計・工事助成金交付決定通知書

[略]

さいたま市長

印

[略]

様式第11号（第19条、第29条関係）

耐震補強設計・工事変更承認申請書

[略]

年 月 日付け 第

号で耐震補強（設計・工事（工事・工事監理））に係る助成金の交付決定の通知を受けましたが、次のとおり申請の内容に変更が生じたので、関係書類を添えて、変更の承認を申請します。

[略]

様式第12号（第19条、第29条関係）

[略]

耐震補強設計・工事変更承認通知書

[略]

さいたま市長

年 月 日付で申請のありました  
耐震補強（設計 ・ 工事（工事・工事監理）・工  
事（総合的））に係る助成金の交付申請の変更につ  
いて、承認しましたので通知します。

[略]

様式第14号（第20条、第40条関係）

[略]

様式第16号（第50条関係）

（第1面）

建替え工事助成金交付申請書

[略]

（第2面）

[略]

[略]

備考 [略]

[略]

6 添付書類

[略]

建替え工事費内訳書

新たに建築物を建築する工事の配置図

[略]

様式第17号（第51条関係）

[略]

建替え工事助成金交付決定通知書

[略]

さいたま市長

[略]

様式第18号（第52条関係）

[略]

様式第19号（第52条関係）

[略]

建替え工事変更承認通知書

[略]

さいたま市長

[略]

様式第20号（第53条関係）

[略]

耐震補強設計・工事変更承認通知書

[略]

さいたま市長

印

年 月 日付で申請のありました  
耐震補強（設計 ・ 工事（工事・工事監理））に  
係る助成金の交付申請の変更について、承認しまし  
たので通知します。

[略]

様式第14号（第20条関係）

[略]

様式第16号（第38条関係）

（第1面）

建替え工事助成金交付申請書

[略]

（第2面）

[略]

[略]

備考 [略]

[略]

6 添付書類

[略]

建替え工事費内訳書

[略]

様式第17号（第39条関係）

[略]

建替え工事助成金交付決定通知書

[略]

さいたま市長

印

[略]

様式第18号（第40条関係）

[略]

様式第19号（第40条関係）

[略]

建替え工事変更承認通知書

[略]

さいたま市長

印

[略]

様式第20号（第41条関係）

[略]

様式第21号 (第54条関係)  
[略]

様式第22号 (第61条関係)  
[略]

様式第23号 (第62条関係)  
[略]  
除却工事助成金交付決定通知書  
[略]

さいたま市長

[略]

様式第24号 (第63条関係)  
[略]

様式第25号 (第63条関係)  
[略]  
除却工事変更承認通知書  
[略]

さいたま市長

[略]

様式第26号 (第64条関係)  
[略]

様式第27号 (第68条関係)  
[略]  
消費税等仕入控除不適用申出書  
[略]

[略]	
助成事業 の内容	①耐震診断 ②マンション簡 易診断 ③耐震補強設計 ④耐震補強工事 ⑤総合的耐震 補強工事 ⑥建替え工事 ⑦除 却工事

[略]

様式第28号 (第69条関係)  
[略]

様式第29号 (第69条関係)  
[略]

全体設計(変更)承認通知書

様式第21号 (第42条関係)  
[略]

様式第22号 (第49条関係)  
[略]

様式第23号 (第50条関係)  
[略]  
除却工事助成金交付決定通知書  
[略]

さいたま市長



[略]

様式第24号 (第51条関係)  
[略]

様式第25号 (第51条関係)  
[略]  
除却工事変更承認通知書  
[略]

さいたま市長



[略]

様式第26号 (第52条関係)  
[略]

様式第27号 (第56条関係)  
[略]  
消費税等仕入控除不適用申出書  
[略]

[略]	
助成事業 の内容	①耐震診断 ②マンション簡 易診断 ③耐震補強設計 ④耐震補強工事 ⑤建替え工事 ⑥除却工事

[略]

様式第28号 (第57条関係)  
[略]

様式第29号 (第57条関係)  
[略]

全体設計(変更)承認通知書

<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p>様式第30号（第71条関係）</p> <p>消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書 [略]</p> <p>1 助成対象事業の名称（該当するものを選択）  (1) 耐震診断 (2) マンション簡易診断 (3) 耐震補強設計 (4) 耐震補強工事 <u>(5) 総合的耐震補強工事</u> (6) 建替え工事 (7) 除却工事</p> <p>2～7 [略] [略]</p>	<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">さいたま市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>[略]</p> <p>様式第30号（第59条関係）</p> <p>消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書 [略]</p> <p>1 助成対象事業の名称（該当するものを選択）  (1) 耐震診断 (2) マンション簡易診断 (3) 耐震補強設計 (4) 耐震補強工事 <u>(5) 建替え工事</u> (6) 除却工事</p> <p>2～7 [略] [略]</p>
---	---

様式第15号の次に次の5様式を加える。

様式第15号の2（第38条関係）

（第1面）

総合的耐震補強工事助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電 話  
（フリガナ）  
氏 名

総合的耐震補強工事に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 対象建築物の概要

所在地	さいたま市 区		
用途		階 数	地上 階/地下 階
構造	造、一部 造	延べ面積	m <sup>2</sup>
建築確認	昭和 年 月 日 第 号		
工事着手日	年 月 日（対象建築物の新築工事に着手した日付）		

2 耐震診断に係る助成金交付額確定通知書番号（助成金を受けている場合）

額確定通知	年 月 日付け	第 号
-------	---------	-----

3 耐震補強設計の概要

設 計 者	氏 名		
	資 格	( ) 建築士 ( ) 登録	第 号
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号		
	建築士事務所名称		
	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録		号
	所在地		
	電話番号		

4 耐震補強工事の概要

工 事 検 査 者	氏 名		
	資 格	( ) 建築士 ( ) 登録	第 号
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号		
	建築士事務所名称		
	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録		号
	所在地		
	電話番号		

## (第2面)

工事 施 工 者	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	建設業の許可番号	( ) 第 号
	所在地	
	電話番号	
事業 に 要 す る 費 用	全体 (耐震補強工事以外の工事費を含む)	円
	設計費	円
		消費税等仕入控除税額
	耐震補強工事費	円
		消費税等仕入控除税額
助成金申請額 (消費税等仕入控除税額を除いた額)	円	
事業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

## 5 添付書類

凡例 ○ 必要な書類

- 耐震診断に係る助成金の交付を受けている場合に省略できる書類 (提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要)

書類	分類
建物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
配置図、各階平面図 (助成対象建築物の位置と面積を表示すること。)	<input type="checkbox"/>
所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類 (戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
法人の登記事項証明書 (建物の所有者が法人の場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
耐震診断報告書の写し	<input type="checkbox"/>
消費税等仕入控除不適用申出書 (様式第 27 号) (当該助成事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合。)	<input type="checkbox"/>
耐震補強設計に要する費用の見積書の写し	○
耐震補強工事に要する費用の見積書の写し	○
助成金額の算定書	○
現況写真	○
総合的耐震補強工事の実施について、所有者の合意があることを証する書類	○

注

第 号  
年 月 日

総合的耐震補強工事助成金交付決定通知書

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありました総合的耐震補強工事に係る助成金について、交付することを決定しましたので通知します。

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 対象建築物の概要
  - (1) 所在地
  - (2) 用途
  - (3) 構造
  - (4) 階数
  - (5) 延べ面積
- 3 交付の条件

様式第15号の4（第40条関係）

耐震設計確認報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電 話  
（フリガナ）  
氏 名

次のとおり助成金交付決定通知及び変更承認通知を受けた耐震補強設計が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定通知及び変更承認通知

総合的耐震補強工事 助成金交付決定通知番号	年 月 日付け	第 号
総合的耐震補強工事 変更承認通知番号	年 月 日付け	第 号

2 耐震補強設計実施期間

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

3 耐震補強設計に要した費用

円

4 添付書類（各1部）

- 耐震補強設計図
- 耐震補強工事実施後の耐震診断報告書
- 耐震補強設計の契約書等の写し
- 耐震補強設計概要書（様式第14号）
- 耐震補強工事費内訳書
- 現況写真
- 建築基準法令に適合しない部分がある場合は、その是正計画書
- その他（ ）

注

様式第15号の5（第40条関係）

第 号  
年 月 日

耐震設計確認通知書

様

さいたま市長

年 月 日付けで報告のありました耐震設計について、内容を審査し、さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱に適合すると認めましたので通知します。

対象建築物の概要

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 階数
- (5) 延べ面積

様式第15号の6（第43条関係）

総合的耐震補強工事実績報告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電 話  
(フリガナ)  
氏 名

次のとおり助成金交付決定通知及び変更承認通知を受けた総合的耐震補強工事について、耐震補強設計のとおり実施し、補強後の耐震性能を有することを確認しましたので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定通知、変更承認通知及び耐震設計確認通知

総合的耐震補強工事 助成金交付決定通知番号	年 月 日付け	第	号
総合的耐震補強工事 変更承認通知番号	年 月 日付け	第	号
総合的耐震補強工事 耐震設計確認通知番号	年 月 日付け	第	号

2 総合的耐震補強工事実施期間

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

3 設計者又は市長が認めた者で、検査を行い補強後の耐震性能を確認した者

工事検査者	氏 名			
	資 格	( ) 建築士 ( ) 登録第	号	
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号			
	建築士事務所名称			
	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録		号	
	所在地			
	電話番号			

4 総合的耐震補強工事に要した費用

円

5 助成金交付決定時又は変更承認時の助成金交付決定額

円

6 消費税等仕入控除税額

(交付申請時又は変更承認申請時から金額に変更がある場合は、下段の括弧内に  
変更前の金額を記入してください。)

設計費

円 . . . a

( 円 ) . . . b

変更がある場合の差額 ( a - b ) 円 . . . c

工事費

円 . . . a

( 円 ) . . . b

変更がある場合の差額 ( a - b ) 円 . . . c

7 消費税等仕入控除税額の変更により、助成金交付決定額から変更となった金額  
( 5 - c )

設計費 円

工事費 円

合計 円

8 添付書類 (各 1 部)

- 建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し (建築基準法第 6 条第 1 項に規定する手続きが必要な場合に限る。)
- 耐震補強設計及び耐震補強工事の契約書等の写し
- 耐震補強設計及び耐震補強工事に要した費用に係る領収書等の写し
- 耐震補強工事箇所別の施工前、施工中及び施工後の写真
- 工事検査状況報告書
- 建築基準法令に適合しない部分があった場合は、その是正報告書
- 耐震補強設計変更報告書 (軽微な変更がある場合)
- その他 ( )

注

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項本文及び第4項本文の改正は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱（以下、「改正後の要綱」という。）の規定（改正後の要綱附則第3項本文及び第4項本文の規定を除く。）は、令和8年4月1日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。